

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第8号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第8号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第8号損害賠償額の専決処分の報告について御報告申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1、損害賠償の相手方。町外在住の個人。

2、損害賠償の額。10万3,528円。

3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4、損害賠償の原因。平成31年3月22日午後2時ごろ、役場駐車場において後ろ向き駐車を行った公用車が後方に駐車していた相手車両に衝突したものの。

専決処分日は、令和元年5月20日であります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この任期中にもこの公用車における物損事故が何件かあったと記憶しております。その責任を責めるわけじゃないんですが、そこで聞きたいんですが、公用車運転をする際の無事故、無違反等の注意喚起を職場としてどういうふうに周知しているのかなというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 不定期ではございますけれども、車両事故等があった場合は、その際、事故等があった注意喚起等は過去において行っておりました。また、車両の管理におきましては、所属課において車両管理リーダーを置いておきまして、車の管理等を行っている状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。職場としての取り組み状況もわかりましたし、個々においては数年に一度、免許を更新する際に勉強するという機会があって、そこで改めて確認するわけですが、これはよその例なんですけど、役場とかそんなんじゃないくて、よく職場として例えばいろいろ運転する際にその注意喚起をするという意味で、年に一度、例えば安全運転に関するものを各職員、社員に署名捺印させて、捺印まではどうかな、署名させて職場としてその安全を守るんだという試みの中で警察庁等に提出するような場面があります。その敷地の中にも安全協会大槌支部があるように、そしてまた、当町でも安全協会にお金を補助金として出していますが、そういう試みを年1回することによって、年に一度運転への心構えを確認する場面もあってはいいのではないかなというふうに私も考えます。

私自身、まず前にサラリーマンをやっているとき、職場がそういうことをやっていたので、そのようなものを提案させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） まず、安全運転の注意喚起等なんですけれども、まず基本的なところで毎年、年末になると飲酒運転の事故防止等については警察のほうから、そういった職場でとりまとめて誓約書のようなものを提出しているというようなこともあります。それから、冬場の車の運転につきましては、特に派遣職員の方々は雪道等、ふなれなものですから、雪道の安全講習というものを内陸のほうに行っていただいているというような状況でございます。

今、東梅議員からいただきました意見でございますけれども、そういったふだんの車を運転する際の注意喚起につきましては、やはりその節目節目等を捉えながらやっていければいいと思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。それこそ数十年前と比べて、今、携帯電話が普及されています。どこでもかけられるし、どこでも受けられるという状況になっていて、もしかしたら公用車を運転している際に、ないとは思いますが出なければいけない、例えば部下が上司から電話があった場合、あるいは課長が副町長、町長から電話があった場合、これは出なければいけない場合というのがあるわけですね。だから、そういうものを含めた中で考えていただきたいなと思います。要望です。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 前回、一般質問の中で公用車等にドライブレコーダーをつけたらということで質問したんですが、そうしたらその後、スクールバスと町民バス等々にはつけましたという答弁をいただきました。あとは町長もいろいろ出かけるところも多いだろうから、町長の車にもつけたほうがいいんじゃないですかということも加えて質問したつもりでした。そのほかに公用車についてはその後、ドライブレコーダーというものの取り付けというのは進んでいないんですか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） ほかの普通車両等の公用車のドライブレコーダーの件なんですけれども、利用状況等を見ますと、経年的なところも見えてきておりますので、車両更新の際にドライブレコーダーを取りつける方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 例えばその車両更新のとき、それが例えば二、三月に車両更新だったとして、ドライブレコーダーをつけたとすれば、この後ろの車が見えるわけですよ、今回の事故も、例えば。ドライブレコーダーで後ろの、見えないの。前だけなの。（「レコーダーは記録するだけだから、モニターじゃないから」の声あり）見えないの。済みません。では、ごめんなさい。勘違いをしていました。

それと、公用車に関連して1つよろしいですか。いいですか。我々、年に何回か盛岡のほうに研修に行かせてもらっているんですが、前も言ったと思うんですが、例えば7時半出発というときに運転手さんが7時半ごろ来て、例えば10分前ぐらいに来て車を洗ったり、そしてそれから今度は油を詰めに行ったり……。

○議長（小松則明君） 下村議員、少しこの部分とかけ離れてきましたので。

○2番（下村義則君） だめですか。では、やめます。

○議長（小松則明君） よろしく願いいたします。

質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

○

日程第2 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてを議題とい

たします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。
○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

A3の平成30年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

平成30年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成30年度で議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業の工期が翌年に及ぶことなどにより、40件で総額20億5,734万3,000円を令和元年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げます。また、款及び項が同様の場合は省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、普通財産修繕・改修工事648万円、648万円。地域インターネット基盤施設整備事業1,480万円、1,377万2,000円。集会施設等整備事業5,500万円、4,663万3,000円。鎮魂の森整備事業999万1,000円、999万1,000円。減債基金費10万8,000円、10万8,000円。地方創生事業5,600万円、4,406万2,000円。

3款民生費1項社会福祉費、災害援護資金貸付金管理事業149万6,000円、149万6,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、斎場整備事業2億1,466万円、2億1,466万円。

6款農林水産業費2項林業費、農林業系廃棄物処理加速化業務委託料2億8,854万8,000円、2億8,854万8,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、古廟跨道橋転落防止柵設置事業312万2,000円、ゼロ円。社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命化分1,050万円、1,050万円。小鉾線道路改良事業8,190万1,000円、8,000万円。社会資本整備総合交付金事業（復興枠）2億8,100万円、2億8,100万円。町道新設事業1,891万円、1,875万3,000円。

次のページをお願いいたします。

社会資本整備総合交付金事業（通常枠）1,700万円、1,700万円。

9款消防費1項消防費、非常備消防施設事業6,950万円、3,963万円。

10款教育費2項小学校費、吉里吉里学園冷房設備整備事業4,000万円、3,871万4,000円。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業3,987万9,000円、3,987万9,000円。

3 項文教施設災害復旧費、社会教育施設災害復旧費160万5,000円、ゼロ円。

15款復興費 1 項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業1,536万6,000円、1,536万6,000円。下水道事業特別会計繰出金225万円、225万円。漁業集落排水処理事業特別会計繰出金255万円、255万円。

2 項復興推進費、集約まちづくり基盤施設整備事業 3 億772万円、3 億12万8,000円。郷土財活用湧水エリア整備事業5,580万円、5,580万円。運動施設整備事業 1 億4,170万円、1 億4,170万円。市街地復興事業4,200万円、4,200万円。

3 項復興政策費、大槌町震災記録誌編纂事業666万円、666万円。

4 項復旧農林水産業費、水産業共同利用施設復興整備事業（後期型）5,500万円、5,500万円。

6 項復興土木費、町道交付金事業7,466万6,000円、7,250万円。

次のページをお願いいたします。

寺野線橋梁整備事業 2 億5,134万1,000円、ゼロ円。がけ地近接等危険住宅移転事業1,438万2,000円、1,438万2,000円。

7 項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点整備事業4,352万6,000円、4,352万6,000円。防災集団移転促進事業1,150万円、1,150万円。土地利用計画策定促進事業 1 億208万7,000円、1 億208万7,000円。復興環境整備事業1,350万円、1,350万円。防災集団移転促進事業1,644万4,000円、1,644万4,000円。

8 項復興用地建築費、災害公営住宅整備事業700万円、700万円。

9 項復興防災費、赤浜地区復興まちづくり支援施設整備事業500万9,000円、ゼロ円。

12項復興支援費、地区別慰霊施設整備事業300万円、300万円。被災事業者支援事業478万6,000円、72万4,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 質問させていただきます。

この繰り越しの中で鎮魂の森整備事業と郷土財活用湧水エリア整備事業、特に鎮魂の森整備事業に関してはまだ防潮堤工事が終わっていないということから進んでいないのはわかるんですが、以前に鎮魂の森の整備にかかわってワークショップを何度か開いて、こういうのだったらいいよねという形のものがつくられたと思うんですが、その後この鎮魂の森の整備とこの湧水エリア整備事業に関して進捗状況はどのようになっているの

かをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） まず、私のほうからは鎮魂の森整備事業のほうの進捗状況についてお答えいたします。

鎮魂の森整備事業につきましては、昨年度、鎮魂の森整備事業の基本計画を策定いたしまして町民の方々へ説明したところでございます。その後、今年度の事業の予定なんですけれども、昨年度の基本計画の続きになるところもあるんですけれども、実際に慰霊施設を整備するに当たって記銘板をどのようにするかとか、その辺のところを今年度検討したいというふうに考えておりました、これからアンケート調査をやったりだとか、そのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。アンケート調査を行う前に整備検討委員会であったり、あとは庁内のプロジェクトチームであったり、そちらのほうで内容を精査してからアンケート調査を実施してまいりたいというふうに考えております。

実際、今後の予定なんですけれども、防潮堤工事のほうはまだ今こういう状態でございますので、来年度以降にその基本設計、その後実施設計というようなスケジュール感で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 私のほうからは郷土財活用湧水エリア整備事業の進捗状況について説明させていただければというふうに思います。

まず、平成26年度から3カ年にわたって学識経験者の先生方にまず基礎調査のほうをお願いしております。それをもとに基本設計を行いまして、その後、平成29年度に全協のほうで説明したところでございます。その後ですけれども、基本設計をさらに進めまして、今現在、詳細設計に移行して行っているところです。それと並行しまして、支障物となるものについては順次撤去を開始していこうとしている準備段階を今現在行っているところであります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 防潮堤の工事がおくれていることから工事には着手できないんですけれども、防潮堤の工事が終わった際にはすぐにでも着手できるような形で進めていただければなど。

それから、この湧水のエリアの整備事業に関しては、あの中には希少な植物等がある

ということで、これの保護とかそういう部分、この工事に入る際にどのように捉えているのかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） その点については、以前にその当時3カ年の調査をしていただいた学識の方々にこういった作業を行いたいんですがとかということで一応意見を伺いながら必要に応じて移植をしたりであったりとか、そういったものを諮りながら、大きな範囲を一気に押していくとかということではなくて、小さなエリアでもって、ちまちまと言うのも表現があれですけども、そういった動植物に配慮した状態でもって作業のほうを進めていきたいということで、今事前にお話を伺っているところでございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第9号を終わります。

○

日程第3 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第10号繰越明許費繰越計算書についてを議題いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それでは、平成30年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

平成30年度において議決を得ました繰越明許費のうち、事業の工期が翌年に及ぶこと等により、2件で総額9,070万円を令和元年度に繰り越すものです。

2款下水道事業費1項下水道整備費、施設費（汚水）7,570万円、翌年度繰越額7,570万円。

6款復興費1項下水道整備費、下水道事業復興交付金1,500万円、翌年度繰越額1,500万円でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第10号を終わります。

○

日程第4 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第11号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それでは、平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

平成30年度において議決を得ました繰越明許費のうち、事業の工期が翌年に及ぶこと等により、1件1,700万円を令和元年度に繰り越すものです。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、漁業集落防災機能強化事業1,700万円、翌年度繰越額は1,700万円でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第11号を終わります。

○

日程第5 報告第12号 繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第12号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 平成30年度大槌町水道事業会計予算繰越計算書をごらん願います。

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額。

資本的支出、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、大柁橋添架管架設工事、予算計上額2,246万4,000円、支払義務発生額864万円、翌年度繰越額1,382万4,000円、説明、母体工事（町道大ケ口線大柁橋架替工事）の工期延長に伴う工程調整による工期延長のため。

以下、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、説明の順に読み上げます。

大柁橋添架管支持金物製作・設置工事365万1,000円、ゼロ円、365万1,000円、母体工事（町道大ケ口線大柁橋架替工事）の工期延長に伴う工程調整による工期延長のため。

安渡配水池・大ケ口浄水場整備工事監理業務委託238万7,000円、ゼロ円、238万7,000円、当該工事（安渡配水池築造工事、大ケ口浄水場改修工事）の工期延長に伴う実施期間延長のため。

安渡配水池築造工事 5 億6,940万円、1 億3,000万円、4 億3,940万円、他事業（道路事業等）との工程調整による工期延長のため。

大ケ口浄水場改修工事 3 億1,200万円、ゼロ円、3 億1,200万円、事業実施に当たり工事の障害となる地盤強度不足が判明し、工法変更等を余儀なくされたことによる工期延長のため。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第12号を終わります。

○

日程第6 報告第13号 事故繰越し繰越し計算書について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第13号事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第13号事故繰越し繰越し計算書について御説明申し上げます。

平成30年度大槌町一般会計事故繰越し繰越し計算書をお開きください。

平成30年度大槌町一般会計事故繰越し繰越し計算書につきましては、大槌橋架替工事において資材の入手が困難になったことなど避けがたい理由により、年度内に事業が完了しなかった4件、総額9億4,757万6,000円を令和元年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額、説明の順に読み上げます。

8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）8億5,802万4,000円、資材入手困難等により事業におくれが生じたため。

15款復興費6項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業230万5,000円、住宅の建築等に期間を要しているため。

12項復興支援費、まちなにぎわい創出事業6,494万5,000円、年度内に事業完了予定でしたが、大工不足等により再建工期が延長となり、年度内に事業が完了しないこととなったため。被災事業者支援事業2,230万2,000円、年度内に事業完了予定でしたが、大工不足等により再建工期が延長となり、年度内に事業が完了しなかったため。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第13号を終わります。

○

日程第7 議案第54号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第54号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第54号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表さない白票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異状なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長（小松則明君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の8番、阿部俊作君及び9番、東梅康悦君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○事務局長（西澤勝広君） 開票結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは議長を除く出席議員数に符号いたします。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 1票

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○

日程第8 議案第55号 大槌町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第55号大槌町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第55号大槌町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行され、今年度より森林環境譲与税が国から交付されることから、これを積み立て、必要に応じて取り崩し、事業に活用するため、基金条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。

第1条では基金の設置について、第2条では基金の積み立てについて、第3条では基金の管理について、第4条では基金の運用益金の処理について、第5条では処分について、第6条では委任についてを規定しております。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この条例は条例として結構なものだとは思っていますけれども、この1条についてどのような施策を用いて人材育成とか担い手確保をしていくのか、その辺についてお知らせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 今回の森林環境譲与税に関しましてはことしから公布されるわけでございますが、実はまだはっきりその使途が明確に決まっているということではございませんで、今後環境省のほうからこういった事業に充てていいというふうな形で示されると思うんですが、今回の人材育成とか森林保護に関しましては今後、地権者、森林、人工林の所有者の方々から意向等を踏まえた上でどのように管理できるか、管理できないかという部分を、管理できない部分に関してはこの基金等を活用して森林を、人工林を活用していくわけでございますが、その中で人材育成を育成しながら活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） わかったような、わからないような。実際これは令和6年だかになれば、個人的から、その世帯主から徴収されるんだけど、それはそれとしても、まだまだその中身がきちっと、説明が国のほうからまだ来ていないと。その中で大体こういう条例を、大体ということはないけれども、これをつくったと。だけれども、そこは時間も、実際その徴収に当たっては6年だから期間があるというものの、もう少しこの人材育成とか担い手の確保というのはどこの県でも市町村でもすごく従事する人が減って、どうやったらいいかということで試行錯誤でやっているようなので、この辺をきちっとした計画を立てて進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ただいまのお話を聞いて実施要領がまだだということがわかりま

したけれども、どのように使うか、その要領というのはこれから検討になると思いますけれども、その見通し、いつごろまでに考えられるのであるか。それから、あと町民の皆さんにちゃんと広報してほしいと思いますので、その辺、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 今年度からは、先ほど申しましたとおり、その人工林の所有者の方の意向調査を始めてまいりたいというふうに考えております。その中で、金崎議員からもちよっと御質問がございましたとおり、どのように、誰が、どこまでその管理ができるのかと、どこに委託すればいいのかという部分を含めまして人材育成も図ってまいりたいというふうには考えております。

この使途につきましては、もちろん国のほうから、皆さんから1,000円ずつ徴収するものですから、どのように活用しているかという部分に関しては使途を公開しなさいということでございますので、町民に使途については公開してまいります。

○議長（小松則明君） いつごろからと。いつごろから実施。（「いつごろまでに」の声あり）までにか。

○産業振興課長（岡本克美君） いつごろまでにということですか。（「までに実施要領ができるのか」の声あり）それに関しましては、国の動向を注視しながら図ってまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第55号大槌町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第56号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第56号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（道又英樹君） 議案第56号大槌町町税条例等の一部を改正

する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条、大槌町町税条例の一部改正中、第37条の2については、個人町民税における申告書記載事項の簡素化について、法律改正に伴う規定の整備であります。

中段から3ページ上段にかけての第37条の3の2及び第37条の3の3については、单身児童扶養者の給与所得者または公的年金等の受給者の扶養親族等申告書記載事項の追加について、法律改正に伴う規定の整備であります。

3ページ中段の第37条の4については、第37条の2の改正に伴う規定の整備であります。

3ページ中段の附則第15条の2については、軽自動車税に令和元年10月1日より導入される環境性能割を環境性能に応じて非課税とする臨時的軽減の規定の新設であります。

3ページ下段から4ページ中段にかけての附則第15条の2の2については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定の新設であります。

4ページ下段の附則第15条の6については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車について、軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする規定の新設であります。

5ページ上段から6ページ中段にかけての附則第16条については、軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例について、令和2年度分及び令和3年度分の経過の規定の新設であります。

6ページ下段から7ページ上段にかけての附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴う規定の新設であります。

7ページ中段の第2条、大槌町町税条例の一部改正中、第27条については、個人町民税における单身児童扶養者の非課税措置の対象への追加について、法律改正に伴う規定の整備であります。

7ページ下段から8ページ中段にかけての附則第16条については、軽自動車税の種別割における令和4年度分及び令和5年度分の経過の対象を電気軽自動車等に限定する規定の新設であります。

8ページ下段の附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴う規定の整備であります。

8ページ下段から9ページにかけての附則については、第1条は施行期日、第2条及

び第3条は町民税に関する経過措置、第4条及び第5条は軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第56号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第57号 大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第57号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第57号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の新旧対照表をごらん願います。

今般の改正は、人口減少対策としての総合的な子育ての施策の一環として、医療費助成事業の給付方法について、妊産婦及び未就学児まで実施している現物給付方式を本年8月から県内統一で小学校卒業まで拡大することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

初めに、条例の統合によりまして、「大槌町子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例」と改めるものでございます。

第1条は、条例の統合に伴い、ひとり親家庭の者を追加するものであります。

第2条は、本条例における用語の定義を規定しておりますが、重度心身障害者を改め、ひとり親家庭の者の定義を追加するものであります。

第3条は、受給者について、ひとり親家庭の者を追加するものであります。

第4条は、所得税法の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、

ひとり親家庭の者の規定を追加するものであります。

第6条は、「子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭」と改めるものでございます。

第10条は、現物給付方式の対象者を「未就学児」から「出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に改めるものでございます。

附則は、施行日を令和元年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第57号大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第58号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する
条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第58号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第58号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の新旧対照表をごらん願います。

今般の改正は、人口減少対策としての総合的な子育て支援の一環として、医療費助成事業の給付方法について、妊産婦及び未就学児まで実施している現物給付方式を本年8月から県内統一で小学校卒業まで拡大することに伴い、所要の改正をするものであります。

初めに、第4条は、条例の統合により、「大槌町子ども、妊産婦、重度心身障害者及

びひとり親家庭医療費給付条例」と改めるものであります。

第10条は、現物給付方式の対象者を「出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

附則は、施行日を令和元年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものでございます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第58号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第59号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第59号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第59号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページの新旧対照表をお開き願います。

第2条は、大槌町老人福祉計画・介護保険事業計画〇（まる）ごと7の実施期間であります。平成30年度から平成32年度の3年間の期間につきまして、平成30年度から令和2年度までとするものであります。

また、介護保険法の一部改正に伴い、令和元年10月から消費税率の引き上げにより、所得の低い方を対象にした介護保険料の減額幅の基準について、保険料率を9段階の所得に応じて定めるものでございます。

次に、第2項から第4項までの説明をいたします。

第2項は、介護保険施行令第38条第1項第1号に掲げる者の保険料率を3万6,400円

から2万7,300円とし、第3項は、同施行令第38条第1項第2号に掲げる者の保険料率を5万4,600円から4万5,500円、第4項は、同施行令第38条第1項第3号に掲げる者の保険料率を5万4,600円から5万2,800円に軽減しようとするものであります。

また、附則第1項は、本条例の施行期日を定めようとするものであり、本条例の施行日は公布の日からの施行を予定しております。

最後に、附則第2項は、この条例による改正後の保険料率を令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては従前の例によることとするものであります。

以上が、大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第59号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第60号 大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第60号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第60号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

本改正は、集約まちづくり基盤施設整備事業で整備された区域を産業集積地の区域として追加しようとするものであります。

第1条については、第2条の改正に伴う規定の整備でございます。

第2条では、集約まちづくり基盤施設整備事業により整備した区域を産業集積地とし

て追加するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第60号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時58分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第14 議案第61号 大槌町ひとり親家庭医療費給付条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第61号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第61号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例を廃止する条例について御説明いたします。

お手元の議案第61号をごらん願います。

今般の廃止は、大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の統合により、大槌町ひとり親家庭医療費給付条例を廃止しようとするものであります。

附則として、施行日を大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び大槌町ひとり親家庭医療費給付条例と同日の令和元年8月1日とすることで整合性を図

るものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第61号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。吉里吉里地区雨水排水路整備工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約の金額。5,845万4,000円。

4、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目6番3号、有限会社岩間建設工業、代表取締役岩間公人です。

次ページの資料をお開きください。

入札執行年月日は、令和元年5月24日です。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている町内土木事業者のうち、等級区分が土木A級からC級までの者。

入札参加事業者は、記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町吉里吉里地内、工事期間、本契約日より200日間です。

実施理由は、当該地区の雨水排水路を整備することにより、適切な内水排除を行い、生活環境の向上を図るため実施するものです。

施工概要は、施工延長71.6メートル、ボックスカルバート工、合わせて64.1メートル、合流人孔築造工一式、附帯工一式です。

次のページに平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第62号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第63号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第63号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第1期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長東海林茂美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額375億1,035万4,590円を、1億1,747万760円増額して376億2,782万5,350円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和元年5月20日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。

変更理由は、詳細設計成果等を反映した請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第63号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長東海林茂美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額12億7,174万8,600円を、563万6,520円増額して12億7,738万5,120円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和元年5月20日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。

変更理由は、詳細設計成果等を反映し、請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第64号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第65号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。集約まちづくり基盤施設整備工事。

2、契約の相手方。宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長東海林茂美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額2億5,557万4,440円を、837万4,320円減額して2億4,720万120円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和元年5月27日に行っております。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、現場精査に伴う数量の確定等からの理由から設計変更を行うものです。今次減額内容といたしましては、支障物となった建物基礎等の撤去工事が想定していた数量よりも少なかったことから減額となったものです。

下に参考図を掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この工事に関しては特に質問はないんですが、関連として、この整備した場所の外側と言ったらいいのかな、三鉄側の部分、前の大町公園があった側、ちょうどこの整備された間を挟んで水路が通っているんですが、この外側の今後の用地としての使い方、それから現状の産業のためのこの敷地なんですが、結局、安全対策のために何か考えておられるのかどうか、水路がそのままむき出しの状況になっているわけです。その辺の今後の考え方をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず、旧大町公園があったあたりの用地の取り扱いと、あと水路に対してどのような対策を行うのかという2点でございますけれども、まず1

点目のほうでございますが、今現在は何かを使うといった当て込みの事業がまだないというのが実態でございます。

次に、水路のほうの対策でございますけれども、立ち入り防止柵を設置させていただいておりますので、水路内への立ち入りとか、そういったことはできないような状況になっているというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第65号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、12番、阿部義正君の退席を求めます。

（12番 阿部義正君 退席）

○

日程第19 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第66号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道大ケ口線大柁橋架替（下部工）工事。

2、契約の相手方。岩手県盛岡市加賀野二丁目8番15号、東野建設工業株式会社、代表取締役東野久晃です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額5億3,352万5,400円を、1,764万2,880円増額して5億5,116万8,280円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和元年5月31日に行っております。

変更理由は、橋台工、橋脚工の施工完了に伴う数量の精査及び残土処分量が増となることから増額変更を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第66号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第67号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第67号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 1、財産の品名。大型バス（寒冷地仕様）。

2、取得の数量。45人乗り大型バス1台。

3、取得の方法。指名競争入札。

4、取得の金額。1,634万2,514円。

5、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目140番2号、有限会社松橋自動車整備工場、代表取締役松橋康弘です。

次ページの資料をごらんください。

1、入札執行年月日。令和元年5月24日。

2、入札参加条件。町内に本社または営業所があり、自動車販売業を営んでいる業者。

3、入札参加業者は下記のとおりです。

次ページをごらんください。

取得予定財産について。

1、取得経緯。当町でスクールバス車両として利用しているマイクロバス2台を廃車とするため、大型バス1台を購入するものです。

2、取得予定財産の仕様は下記のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これまでマイクロバスを使用していたものが大型バスに変わるところなんです、45人ということになりますと、ある程度どの方向に配車をする

予定なのか、お尋ねをします。何でかという、例えば遠方から45人までになるとかなりの距離を走って、最初から最後の人が乗るまでの時間というのはかなりかかるのかなというふうに感じたものですから、どういう形で配車をする予定なのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

配車予定地区は、安渡・赤浜地区です。今現在、乗車人数の増加に伴って29人乗りの車両を2台から3台動かしております。そこにこの45人乗りを1台入れることで、配車を3台から2台に変えるということとしております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第67号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第68号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第68号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第68号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1億1,923万8,000円の増は、復興交付金事業に伴う震災復興特別交付税であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額391万2,000円の増は、新しい園芸産地づくり支援

事業補助金等であります。3項委託金、補正額23万4,000円の増は、いわての復興教育学校支援事業委託金であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額8億3,327万1,000円の増は、今回の補正財源とするふるさとづくり基金繰入金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

19款諸収入4項雑入、補正額380万円の増は、コミュニティ助成事業補助金であります。

2ページをお開きください。

歳出です。

2款総務費1項総務管理費、補正額400万円の増は、町制施行130周年記念DVD制作委託料であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額380万円の増は、自治会等へのコミュニティ助成事業補助金であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額492万3,000円の増は、多面的機能支払交付金及び新しい園芸産地づくり支援補助金であります。2項林業費、補正額600万円は、森林環境譲与税基金繰出金であります。

8款土木費5項住宅費、補正額1,285万1,000円の増は、災害公営住宅登記業務委託料であります。

10款教育費2項小学校費、補正額23万4,000円の増は、他自治体の児童との交流学习に係る自動車借り上げ料等であります。

15款復興費6項復興土木費、補正額4億4,278万7,000円の増は、復興事業により実施する浪板地区の町道整備事業であります。7項復興都市計画費、補正額1億8,300万円の増は、漁業集落防災機能強化事業に係る各種工事等であります。8項復興用地建築費、補正額286万円の増は、赤浜地区における防集団地造成事業に伴う電柱移転補償費等であります。12項復興支援費、補正額3億円の増は、まちなにぎわい創出補助金であります。

以上、歳入歳出それぞれ9億6,045万5,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を歳入歳出それぞれ210億6,045万5,000円とするものです。

以上、御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。

9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

14 款県支出金 2 項県補助金。東梅 守君。

○ 7 番（東梅 守君） 県からの支出金で新しい園芸産地づくり支援事業補助金について、
これの詳しい内容についてお尋ねをいたします。

○ 議長（小松則明君） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（岡本克美君） こちらは、J A 花巻管内で実はピーマンをしております
て、昨年度来からこの 5 カ年計画でございまして、今より 1 億円ほど収益を上げよう
ということでございまして、大槌地域ピーマン産地協議会というものを設置いたしまして、
そちらでピーマンを増産するというか、という形で、今回に関しましては農業法人の結
ゆいさんが行いますが、基本的には今回は 10 アールのハウスを建設する費用を国、県か
ら 2 分の 1 を補助するという事業でございまして。

○ 議長（小松則明君） 進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

6 ページに入ります。6 ページ上段。

19 款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

7 ページに入ります。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

2 項林業費。進行いたします。

8 款土木費 5 項住宅費。

次ページに入ります。

10 款教育費 2 項小学校費。進行いたします。

15 款復興費 6 項復興土木費。下村義則君。

○ 2 番（下村義則君） 8 ページですか。

○ 議長（小松則明君） 8 ページです。

○ 2 番（下村義則君） 復興土木費の中のこの説明欄の中に浪板大橋整備事業というもの

があるんですが、地域の皆さんが言うには、今の屯所からちょっと進んでいますけれども、橋がちょっと積んで、あとは下のほうに行っていますよね。あれがあの高さであるホテルのほうまでつながるといえることですか。それがいつごろから始まっていつごろ終わるといえることでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 浪板大橋整備工事、それからそれにつきます浪板幹線整備工事、今の部分は浪板幹線整備工事という部分に当たりますけれども、この部分はさまざまな条件、いろいろ諸条件が整わないので、一旦あの形で今は暫定的に終わっていますけれども、それについての大体のめどが立ったので、あの部分にちょっと仮の仮設道路をつくることによって、一旦あそこの交通を確保しながらあそこの道路をあの高さで国道45号まで取りつけるということで、はっきりと、今ちょうど仮の道路の設計を出したばかりですので、そのいろいろ諸条件がそろったのがついこの3月ごろだったので、ここから鋭意進めていきますので、遅くとも来年度までには終わらせたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

12項復興支援費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1点だけお尋ねしますが、この間この要綱を示されました。これはまだこの間の全協の中ではさまざまな議員からの意見があつて……。

○議長（小松則明君） マイクを上げていただければ。

○9番（東梅康悦君） まだ確定してはいないということで答えづらいところもあると思うんですが、1点だけ確認させてください。

この補助事業に係る書類の整備というのは、まず5年間保管しなければいけないというのは、これはどの補助事業でもそうだと思うんですね。この事業の効果というの、やっぱりこれが通るとなると、我々もなかなか興味がある話になるわけでございます。

そこで、例えば海水浴とか図書館等は公共的なところがあるから、年間シーズン中に幾ら利用されたというのが人数として出てくるわけですが、恐らくこれ、町でやるわけでないから、その人数を把握してその人数が、にぎわい創出事業ということですから、幾らその人数が利用したかということで、にぎわいの創出がどの程度であったかという

のが利用人数によってある程度把握されると思うんです。ですので、その人数の確認を、文書は5年間まず保管しなければいけない、行政としてその人数の確認をどの程度まで何というんですかね、かかわって注視していくおつもりなのか、その点、1点をお尋ねいたします。お願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

現在でも観光客入れ込み数ということでございまして、先ほど東梅議員からお話がありましたとおり、例えばホテルはまぎくであるとか、それから大槌駅であるとか、それからあと、だあすこの入場者数も、各施設に問い合わせ聞いております。

今後にぎわい創出事業として補助金を受けた施設に関しましては同じように観光客として取り入れるかどうかがあるんですが、いずれ効果を、いかに波及効果があるか、波及効果も含めこの施設に関してどの程度の方が効果として入っているかということは、つぶさに状況を確認したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。そうすると、期限は何年間という話ではなくて、かなり長くその部分はその人数を把握するような事務をとるという解釈でよろしいわけですね。わかりました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、今回補正で3億円、これに反対するものは何もございませんが、説明のあった補助金交付要綱について案の段階で説明をされました。今回、産業振興というような形だったんですが、一般質問でも述べたとおり、にぎわいの創出という概念が産業振興にとどまらず、いろいろな多面的な捉え方もできるわけですね。ただその要綱案だけを我々は提示されているんですが、国庫の補助事業に附帯するものだけしか見えないんですね。なので、一般質問で提案したように、「産業振興など」と入れるとか、公的な補助金のみならず民間の助けがあって足りない財源を使った町のにぎわいも考えられるんだと思う。

そういうようなことでいろいろ申し上げましたけれども、交付要綱について改めてきちっと精査をして整備した段階で議会のほうにこのようにまとまったということを提示するのか、それによっても若干ニュアンスが変わってくると思うんですね。この今後ですよ。これ単体だけではなくて、その後のまちづくり、にぎわい創出という点では変

わっていくかなという。財源は今回3億円ですけれども、もともとは6億円の復興交付金を使いながらという話でいますので、そういう説明をされましたので、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先日の常任委員会で要綱案の御指摘を受けた点につきましては、今内部でも調整しております、確かにおっしゃられた部分もございますので、そういった点に関しましては内部で最終的な決裁を受けた段階で議員の方々にもこのようになりましたということでお示ししたいというふうに考えております。

今後につきましても、にぎわい創出事業に関しましては、確かに施設整備だけではなくて、いかに町の多面的な部分でのにぎわい創出を図るように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いい答弁でよかったです。やはり箱物に頼らないにぎわい、心のにぎわい、あとよりどころ、子供にしてみればひきこもり対策、いろいろあるわけですよ。そういう意味でやはり今後、本当にあしたからが、あしたからというか、もう勝負は始まっているんでしょうけれども、いずれにぎわいを取り戻す、産業からすれば交流人口をふやして町にお金を落としてもらおう、子供たちは健やかに育てほしい、高齢者の人たちはいつまでも自立的に歩んでほしい、そういう願いですよ。それをするためにやはり生きた金の使い方をぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ここはその補助金の導入ということで3億円が上がってきたと。

この3億円のお金がどのように補助事業に導入されるかまだはつきりわかりませんが、3億円を出したということはかなりの事業に費やされると。

そこで、私はお伺いしたいと思いますけれども、補助だから、まちのにぎわい創出事業だから、あくまでもここで当局側がそういう形で出すとなれば、私から言わせれば、今この大震災が来て、町の中で事業を起こして働いていた人たちが、それなりに小企業の人たちが、大槌の中小だ、そういう人たちには断念して事業をやめた人たちもいる。そして、勤めに出た人たちもいる。私は補助金のこのあり方というものを考えなければ

ならないと、私はそう思いますよ。そうでなければ、ある程度の国、県からの補助金をもらうとか、いろいろなことをやってくるある程度の企業の人たちは確かにいいかもわからない。それ以下の人たちもいるわけだ。そういう人たちを助けなくて、そういうある程度の、大槌だと大企業じゃないけれども、そういう企業の人たちが救われるんなら、あとの人たちはどうやって救ってやるのかと。ここは私は私たち議員の仕事だと思えますよ。

確かににぎわい創出事業だから、これは私も賛成だ。だけれども、それをあくまでも表立ってやらないで、もう少し末端の人たちも助かるような方法で補助金というのは使うべきだと、私はこのあり方についてはそう思いますよ。それについてはどう思えますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 中小の、確かに町内の町なかの再建がされた方もたくさんいらっしゃいます。町としては、その商工業者をいかにバックアップして、そして一緒に事業展開をしていくかということは、補助金事業のみならず、いろいろな事業を通して今後も支援してまいりたいというふうに考えております。

今回も実はおおちゃんスタンプラリーというようなことを含めまして、これは町内の商工業者の皆さん、ホテルとか、それから飲食とかを含めまして全部の商店の方々を巻き込んだ事業も展開しております。基本的には、確かに補助金ということもございしますが、補助金事業以外でやはり交流人口と一緒に巻き込んで町内の事業者の方々の収益を上げるような事業に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 答弁を聞いても全くそのとおりだとは思。ちゃんと準備もしてきたのもわかる。だけれども、私とすればここで下がっているわけにいかないから。

例えばですよ、この補助金事業として町で補助金を出す制度とすれば、どのくらいの事業に対しての補助金と、これはあるけれども、これはある程度こういう小さな町から、1万足らずの人口の町でそういう人を10人も20人も使える事業でなくても、やっぱり補助金を出すところの事業に対して、事業者に対して、例えば全部で1億円の事業でなくても、例えば3,000万円の事業であろうと、やはり私はその設定基準額、こういうものを考え直して、ここの町なりに合ったような補助金施策というものを講じるべきだと思いますよ。この大きな事業に対してはそれなりのメリットもデメリットもあるとは思

ますけれども、ここらはやらなければならないと思いますよ。だけれども、そういう末端の人たちの事業家にもやはりそこらは手を差し伸べるのが本当の補助金のあり方だと私は思いますよ。いいものがどこまでもよくなってはだめなんだよ。

だから、私は大槌町民がみんな底上げできるような方法でいくべきだと思う。そうすれば、何も事業をやめて勤めに出なくてもよかった人たちもいたと思う。今この復興交付金、この支援のお金がそういうところにも使われなければならなかったんだよ。やはりそれは確かに個人的なところもあるかもわからない。だけれども、そういう下支えがあるから、例えば日本の工業も世界一だと言われたときがある。中小企業がよかったからそういうふうに言われると。だから、そう考えれば、やっぱり一般の人たちのことも考えた補助金政策というものをとっていかないと、将来の大槌町は私はないと思いますよ。それについて町長、何か御意見はありますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。多くの方々が一生懸命まちづくりのためにやられております。今、産業振興課長が話したとおり、やはりさまざまに取り組んでいる方々があります。補助金だけではなくて、例えばお金を借りたときの利子補給なんかも他市町村に比べればかなり大きく大槌町が踏み込んだ形をとっておりますし、金額的なものもありましたし、さまざまに地域の商工業者が頑張りたいという思いにつきましては、しっかりと受けとめながら制度としてしっかり確立できるような、時々に合わせて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、前向きな意見として私は答弁として聞いておりますけれども、やはりそうした小さな、こういう町だから小さな業者さんたちにも何とかやっぱり日の目を見るような方法をとっていかないと、この補助金制度というのは一部の企業家だけが例えば補助金をもらうというような形になるから、やっぱり小さな業者が、あしたはそれこそ3,000万円の事業が3億円になるかもわからない。どこで目が出てくるかわからない。そういう点から見れば、やはりこの補助金制度というもの、もう少しあり方を研究しながら、やっぱり下げるべきは下げて、そういう人たちもやっぱり日の目を見るように行政のほうで指導しながら、こういうものなら出せるけれども、これではだめだとか、やっぱりそこは教育的指導の立場をとりながらやるべきだと私は思います。どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。金崎議員がお話しのとおり、前向きにきちんと進めてまいりたいと思います。決して大きいからではなくて、やはり将来または町のにぎわいにつながるというものにつきましてはしっかりと取り組んで、しっかりと支援をしていきたい。頑張るところにはしっかりと支援をしていきたいと、こう思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今、金崎悟朗議員と町長のやりとりを聞いていまして、今任期最後の発言の機会ですと言わせていただきたいんですが、このにぎわいの創出補助金、これは本当にいいことなのでしっかりしてもらいたいです。

先般の一般質問でもありましたが、この8年間、復興が優先ということで役場も議会も町民の方々も頑張ってきました。なかなか自分の思い、要望等を口に出せないところが、復興優先がために遠慮していた部分もかなりあると思うんです。ですので、先日の一般質問ではありませんが、さまざまな事業をみんなが期待していますし、要望しているはずです。ぜひこの第9次の総合計画の中に、地域の要望を聞き入れるという答弁もありますので、ぜひそういう機会を設けながら地域地域の課題に、優先順位はあるんでしょうけれども、1つでも2つでも取り組むような姿勢を見せなければ、多くの町民からこのにぎわい補助金も支持されないと思いますので、ぜひそのことを要望というか、まず言いたいと思います。これについて町長、最後ですが、何かありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。決して産業だけではなくて、さまざまな例えば地域的な課題もございますし、産業的な課題もございますし、階層的には例えば若い人たち、子供を持っている方々、そして高齢者の方々、そういう方々、いろいろな課題を持っていらっしゃいますので、全体的な町全体の課題もございますし、そういう部分につきましてはしっかりと合意形成を含めてさまざまに皆さんと膝を突き合わせる場面を大きくつくりながら、やはり町全体で共同でというお話もずっとずっとしてきましたが、それがとれるような取り決めをしっかりとしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。阿部三平君。

○5番（阿部三平君） 似たような質問になるんですけれども、一般住民とすれば1億何ぼかの補助金、それから今、東梅議員が言われたようにその地域の何百万ぐらいの課題、そういったようなもののバランスというのが、相当勉強している方にはその違いが明確

にわかるんだと思いますが、普通であればその金に区分けがないので、「何でおらのほうはずっと宿題なのや」と言うような人は、理屈でわかっても感情の生き物ですので、その辺のバランスを何とか今言われたように、1回にはできないと思うんだけど、少しずつでも進めていくというような方向で考えてほしいと思うんですね。

一例を申しますと、花輪田地区等の近場にありながら下水道は来ない、遠くのほうには行ったと。あそこにも津波は来たような、来たということで、どういうふうな線引きをしたのか。「おめえ、何やっているんだ」と、こういうようなことが実態です。何となく私も田舎で育ったものだから遠慮がちですが、その辺ひとつ酌んで、あわせてバランスよくやっていただきたいと思います。要望です。ひとつよろしくお願いします。終わります。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私も任期最後なもので、一言だけ言いたいと思います。

まず、町のにぎわい創出というのは町方地区だけじゃないですよ。町全体のことを考えての事業ですね。確認です。答弁を。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） そのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） それで、我々にはこのまちなぎわい創出事業というのがまだ資料とか、そういうもので示されていないので、何をするのもわからないんですが、2点ぐらい聞きますけれども、この3億円を計上したものの、何事業者ぐらいがこの手を挙げているんですか。それとも、これから手を挙げるということですか。そこらをちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（小松則明君） 今の質問ですけれども、これはそういう事業の確立を今からするということで、それを何事業ということの質問はちょっと似つかわしくないと思いますけれども、そのところ、配慮をお願いいたします。

○2番（下村義則君） そうですか。では、いいです。飛んでいきました。

○議長（小松則明君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第68号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採

決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

○

再 開 午後 0 時 09 分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

○

○議長(小松則明君) 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願 1 件、議員派遣の件 1 件、発議案 1 件が追加提出されました。会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第 1 請願第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について

○議長(小松則明君) 追加日程第 1、請願第 1 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。金崎悟朗委員長、登壇願います。

(産業建設常任委員長 金崎悟朗君 登壇)

○産業建設常任委員長(金崎悟朗君) 請願審査報告。

請願第 1 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願について、審査報告いたします。

本請願については、去る 6 月 12 日に委員会を招集し、全委員出席のもと審査いたしました。

平成30年度の地域別最低賃金は、最高額である東京都の時給985円に対し、岩手県は762円となっており、1時間当たり223円もの格差があります。地域間格差が労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっており、地域経済を再生させる上で地域間格差の是正と最低賃金の引き上げが必要であり、また、中小企業にとって賃金の引き上げは負担が増加することになるため、企業への社会保険料や税の負担減免等の支援もあわせて行う必要があると考え、当委員会はこれを採択することに決定いたしました。

審査の結果につきましては、請願審査の報告書のとおりでございます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願についてを採決いたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

追加日程第2 発議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第2、発議案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提案説明をさせていただきます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなっております。過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らし

を支えていく政策を確立、推進することが重要であることから、意見書を提出いたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします、

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

追加日程第3 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 追加日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、大槌町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり、本議会から議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明） 御異議なしと認めます。よって、本議会から原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時16分

_____ ○ _____

再 開 午後0時22分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

_____ ○ _____

○議長（小松則明君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案1件が追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第4 発議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第4、発議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。

提案理由を説明いたします。

議員の皆様のお手元にありますように、本件につきましては、先ほど本会議において採択されましたことから、意見書を提出することといたしました。

皆様、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

ここで議長から一言申し上げます。

今期4年間、議長として町政に対し皆様と一緒にやってきました。いろいろな付託案件、いろいろなことが思い出されます。この4年間は議員の皆様の、また、議員としての資質、また、いろいろな部分の勉強になったと思います。私自体も議長としていろいろな政令、法令、議員としての立場、議長としての立場、いろいろ勉強させていただきました。本当にありがとうございます。

また、町当局におかれましても、これからも大槌町のため一生懸命、政治の面で、行政の面で、そして議会と一緒にキラリと光る大槌町をつくっていくよう、議長から述べさせていただいて、私からの挨拶とさせていただきます。

これで、令和元年度6月定例会を閉じます。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時26分

上記令和元年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員